

道路法の手続きに関する事務取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路の新設、改築等の工事（以下「工事」という。）に伴う道路法(昭和27年法律第180号)第8条、第10条及び第18条の規定に基づく路線の認定、路線の廃止、区域決定及び供用開始等（以下「認定等」という。）の事務手続き及びその他必要な事項を定め、より適切な道路の管理を図るものとする。

(適用)

第2条 この要領は、建設緑政局及び区の道路事業により認定等を行う場合に適用する。

(認定等の時期)

第3条 工事による認定等は、原則として次の各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 路線認定 — 工事計画確定後、遅滞なく行うこと。
ただし、都市計画道路については、事業認可後に行うこと。
- (2) 区域決定 — 路線認定後、遅滞なく行うこと。
- (3) 区域変更 — 工事計画確定後、遅滞なく行うこと。
- (4) 供用開始 — 工事完了後、遅滞なく行うこと。
- (5) 路線の廃止 — 一般の交通の用に供する必要がなくなったとき、遅滞なく行うこと。

(依頼手続き)

第4条 区長等は、前条の手続きが必要な場合は、道路法手続き依頼書（様式1）により建設緑政局長に依頼するものとする。

(添付図書)

第5条 前条に定める依頼書には、別表に定める図書を添付するものとする。

(依頼時期)

第6条 区長等は、第4条の手続きを依頼する場合は、原則として次の各号に定める時期までに行うものとする。ただし、建設緑政局長が特に必要と認めるときは、その時期とすることができる。

- (1) 議会の議決を要するもの 定例会市議会議案提出期限40日前
- (2) 前号以外で告示を要するもの 予定告示日の30日前

(道路法の手続き等)

第7条 建設緑政局長は、第4条の手続きの依頼があった場合は、工事の施工に支障にならないよう速やかに所定の手続きをとるものとする。

- 2 建設緑政局長は、前項の手続きが完了した場合は、区長等に完了通知を行うものとする。

(道路台帳の修正)

第8条 区長等は、供用開始について第4条の手続きを依頼する場合、道路台帳の修正についても併せて建設緑政局長に依頼するものとする。

- 2 建設緑政局長は、前項の依頼があった場合は区長等と協議し、道路台帳の修正を行うものとする。

(準用)

第9条 この要領は、まちづくり局が行う道路事業にも準用するものとする。

(委任)

第10条 この要領の施行に関して、必要な事項は建設緑政局長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は平成17年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は平成22年4月1日から施行する。
- 4 この改正要領は令和2年10月1日から施行する。
- 5 この改正要領は令和5年4月1日より施行する。